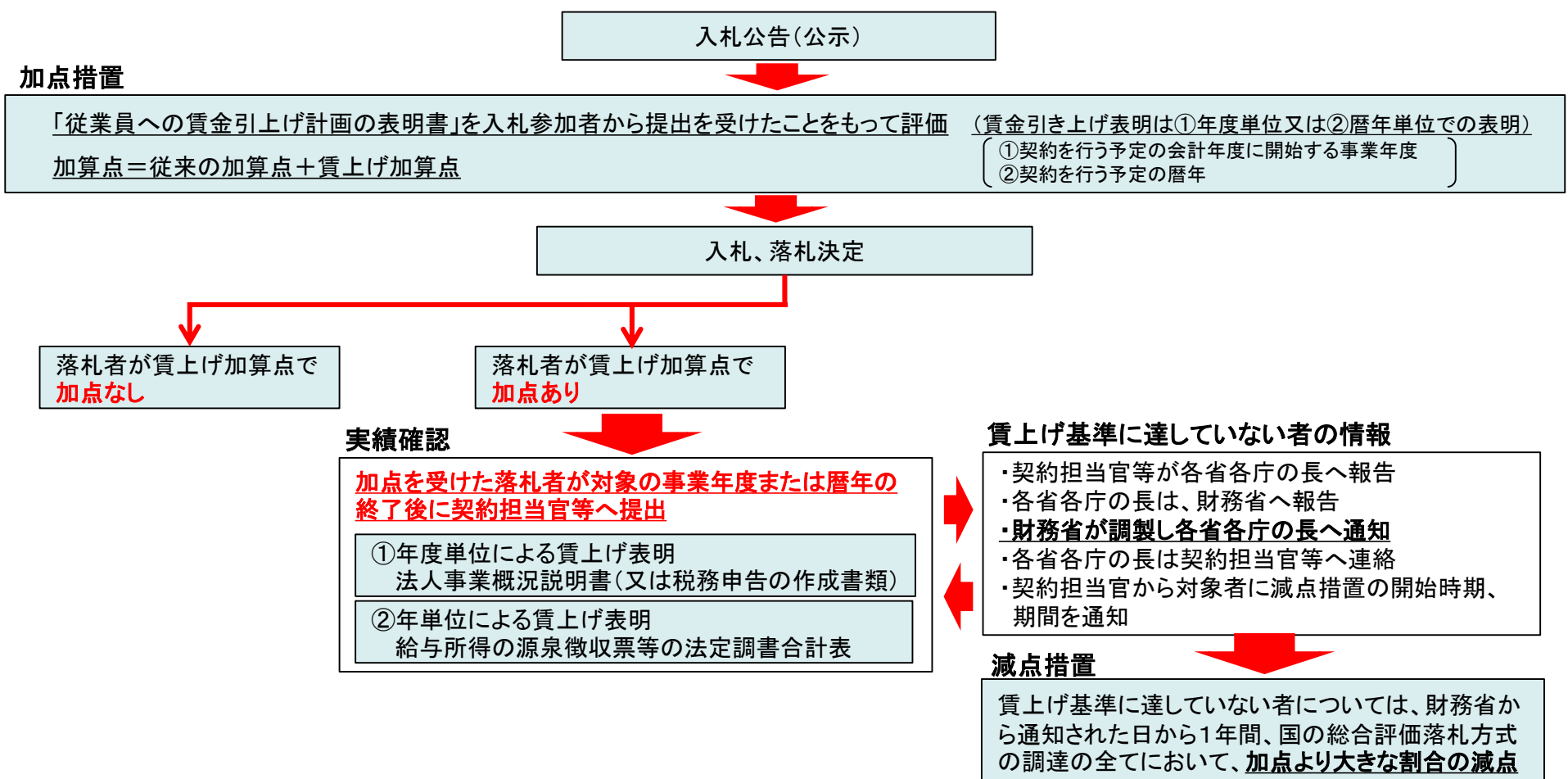


- **適用対象**：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- **加点評価**：事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- **実績確認等**：加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。



加算点の合計の5%以上となるよう加点の配点を設定 例：加算点が従来40点満点の場合：3点 (3点/43点=約7%)

■加算点の配点例 (国土交通省直轄工事における総合評価方式の適用ガイドラインにおける「施工能力評価型II型」の例)

評価項目		評価基準	配点		
①企業の能力等	過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	8点	8点	
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点		
	同じ工種区分の 2年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
		75点以上80点未満	5点		
70点以上75点未満		2点			
表彰(同じ工種区分の過去2年間の工事を対象)	70点未満	0点	4点		
	表彰あり	4点			
②技術者の能力等	過去15年間の同種工事実績	表彰なし	0点	8点	
		同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者として従事		8点
			より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者として従事		4点
	同じ工種区分の 4年間の平均成績	同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	0点	8点	
		80点以上	8点		
75点以上80点未満		5点			
70点以上75点未満		2点			
表彰 *同じ工種区分の過去4年間の工事を対象	70点未満	0点	4点		
	表彰あり	4点			
		表彰なし	0点		

賃上げを実施する企業に対する加点

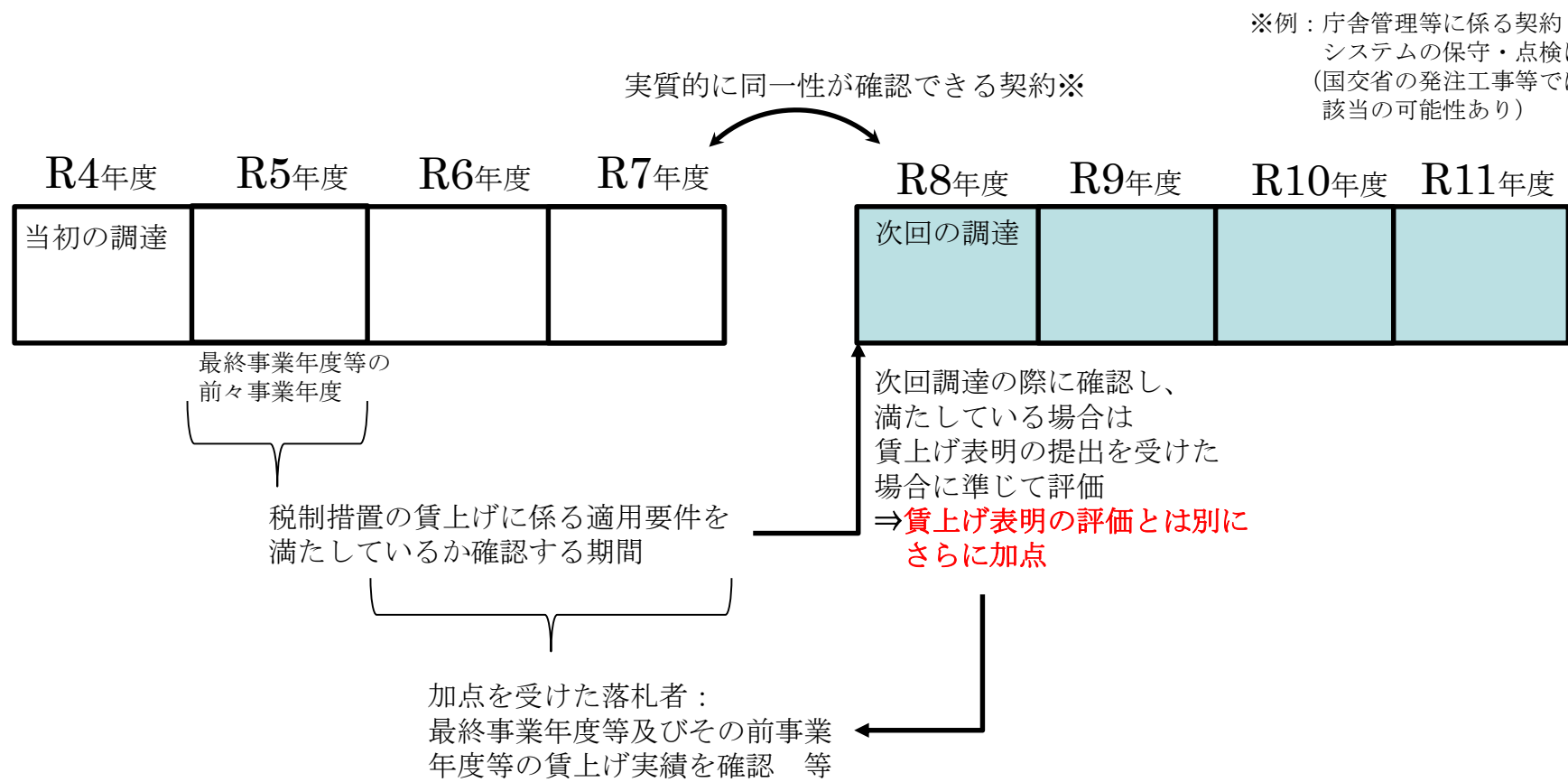
3点

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 (参考)国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について

複数年契約の2年目以降の賃上げを促すため、一部※の国債（複数年度）契約では、次回調達において前回調達の2年度目以降の賃上げ実績を確認し、結果に応じて加点。

※事業の同一性が確認される契約で4年以上の国債による契約が該当

■仕組みのイメージ



※例：庁舎管理等に係る契約
システムの保守・点検に係る契約
(国交省の発注工事等では、一部の維持工事が該当の可能性あり)